

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年
宮本務第1106号					
令和5年7月12日					
宮城県警察本部長					

犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する支援運用要領の一部改正
について（通達）

本県警察では、民間賃貸住宅への転居を希望する犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対する居住の安定を推進するため、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会会長との間で、犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書（以下「協定書」という。）を取り交わし、これの適正かつ効果的な運用を図るため、「犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する支援運用要領の一部改正について（通達）」（平成30年3月30日付け宮本務第620号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、別添のとおり犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する支援運用要領の一部を改正したので、運用上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 「強制性交等」を「不同意性交等」に改めた。
- (2) 「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改めた。
- (3) 同意書（別記様式第1号）の一部を改めた。

2 留意事項

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の施行による改正前の刑法（明治40年法律第45号）で定める犯罪で旧通達により協定書で定める支援の対象としていたものの犯罪被害者等に対しても、この通達により運用すること。

犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する支援運用要領

第1 趣旨

この要領は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の居住の安定を図り、精神的かつ経済的な負担を軽減することを目的として、警察本部長と公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会会長との間で取り交わした犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書で定める支援（以下「民間賃貸住宅媒介等支援」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 支援対象者

犯罪被害者等のうち、民間賃貸住宅媒介等支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、次のいずれかに掲げる犯罪被害であって、現居住地やその周辺において犯罪行為が行われたため、現居住地に継続して居住することが困難であると客観的に認められ、かつ、民間賃貸住宅媒介等支援を希望する者とする。

- 1 殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火及び略取・誘拐による犯罪被害（未遂を含む。）
- 2 事案の軽重、性質、社会的反響等から総合的に判断して民間賃貸住宅媒介等支援を行う必要があると認める犯罪被害

第3 実施要領

1 支援対象者の把握及び適切な教示

警察署長は、前記第2に規定する犯罪被害が発生した場合は、支援対象者の早期把握に努めるとともに、当該支援対象者を把握した場合は、民間賃貸住宅媒介等支援の目的、支援内容、手続等について十分に説明するなど、当該支援対象者に対し適切な教示を行うこと。

2 同意書の受領及び報告

- (1) 支援対象者から民間賃貸住宅媒介等支援の要請を受けた警察署長は、当該支援対象者に対して、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）からの問合せに対して必要な個人情報を提供することとなる旨を説明し、同意書（別記様式第1号）の提出を受けること。
- (2) 同意書を受領した警察署長は、支援対象者が希望する民間賃貸住宅の所在地等を聴取し、犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅媒介等支援の要請について（報告）（別記様式第2号）を作成の上、同意書を添えて警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して報告すること。

3 届出証明の申請等

警察署長は、同意書を提出した支援対象者に対し、入居契約時の必要書類に資するため、別に定める宮城県警察証明事務取扱要綱による申請に基づき、犯罪被害に関する届出証明を行うこと。

4 協会への要請

協会への民間賃貸住宅媒介等支援の要請の報告を受けた警務課長は、犯罪被害

者等に対する民間賃貸住宅の媒介等について(要請)別記様式第3号を協会へ送付すること。

5 支援対象者への情報の提供

警務課長は、前記4の規定による要請に基づき協会から提供された民間賃貸住宅に関する情報を警察署長に通知するものとし、通知を受けた警察署長は、支援対象者に対して速やかに情報の提供を行うものとする。

第4 運用上の留意事項

1 適正かつ効果的な運用

警察署長は、警務課長と緊密な連携を図り、民間賃貸住宅媒介等支援が適正かつ効果的に運用されるよう努めること。

2 職員への指導教養

警察署長は、所属職員に対して民間賃貸住宅媒介等支援の目的、支援内容、手続等について指導教養を行うこと。

3 民間被害者支援団体との連携

警察署長は、支援対象者の精神的な負担軽減のため、公益社団法人みやぎ被害者支援センターと連携し、及び協力して、民間賃貸住宅媒介等支援に基づく物件の確認、入居契約等における付添支援について配慮すること。

4 トラブルの未然防止

警察署長は、民間賃貸住宅媒介等支援の運用が協会の全面的な理解と協力に基づくものであることに鑑み、支援対象者と仲介不動産業者、賃借人等との間に無用なトラブルが生じないように配慮すること。

5 支援結果の把握

警務課長は、協会及び警察署長との連携を密にし、協会への民間賃貸住宅媒介等支援の要請に基づく情報提供、転居の有無等の経緯を確実に把握しておくこと。

同 意 書

宮城県警察本部長 殿

私は、「公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会」から民間賃貸住宅に関する媒介等の支援を受けるため、同協会に対して私に関する必要な情報を提供することを同意します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

宮 務 第 号
年 月 日

宮城県警察本部長 殿

警察署長

犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅媒介等支援の要請について（報告）
この度、下記の者から民間賃貸住宅の媒介等に関する支援について要請を受けたので報告する。

記

1 支援対象者

- (1) 住所
- (2) 氏名

2 要請物件

番号	所在地	建物・間取り	賃料	家族	その他
1					
2					
3					

別記様式第3号

宮本務第 号
年 月 日

社団法人宮城県宅地建物取引業協会会長 殿

宮城県警察本部長

犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等について（要請）

犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書（平成21年3月23日締結）第2条の規定に基づき、民間賃貸住宅の媒介等について協力を要請します。

記

要請物件

番号	所在地	建物・間取り	賃料	家族	その他
1					
2					
3					